

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他

被告 国

2017年(平成29年)7月18日

## 原告ら第8準備書面

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

本件訴訟の利水面における原告らの主張を整理し、併せて、証人尋問の必要性について主張する。

第1 本件訴訟において、利水面の審理に当たり留意すべき点

1 本件訴訟の概要

本件訴訟は、企業者が計画している石木ダムが建設されることにより、財産はもとより個人の尊厳を含む「人が人として生きていくためのあらゆる基盤」を、不当に奪われる原告らが、事業認定の取り消しを求める訴訟である。

原告らは、本件事業における違法な点として、

- ① 利水の必要がないにもかかわらず、その必要があるとしている点、
  - ② 治水の必要がないにもかかわらず、その必要があるとしている点、
  - ③ 原告らの同意を得て事業を進めるという合意があるにもかかわらず、その合意を無視している点、
- などを掲げる。

本書面では、そのうち、①について、詳細に述べる。

2 利水面において「必要性」がない場合は、当然取り消されるべきこと

(1) 土地収用法 20 条 3 号, 同 4 号について

法 20 条 3 号は, 事業認定の要件として「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」を掲げる。そして, その具体的な内容としては,

- ① 「得られる公共の利益」と「失われる利益」を比較衡量した結果, 前者が後者に優越すると認められるか,
  - ② 社会的, 技術的及び経済的な観点から代替案と比較した結果, 合理的な計画となっているか,
  - ③ 技術基準に適合しているか,
- などを検討する必要がある。

また, 法 20 条 4 号は, 事業認定の要件として「土地を収用し, 又は使用する公益上の必要があるものであること。」を掲げる。そして, その具体的な内容としては,

- ① 事業を早期に完成させる必要があるか,
  - ② 起業地の範囲は, 公益性発揮のために必要な最小限の範囲であるか,
  - ③ 収用, 使用の別が合理的であるか,
- などを検討する必要がある。

(2) 利水の必要性がなければ, 事業認定の要件を欠く

利水の必要性がなければ, 法 20 条 3 号あるいは 4 号の要件を欠くことは明らかである。

すなわち, 利水の必要性がないかあるいは著しく低い場合, 得られる公共の利益はないかあっても著しく低いので, 失われる利益の方が大きくなることは明らかである(前記 3 号関係①)。

同様に, 当然, 社会的, 技術的及び経済的な観点から代替案と比較した結果, 代替案は「事業なし」以外にありえず, 合理的な計画になっているはずがない(前記 3 号関係②)。

また, 必要性がないか著しく低いことから, 事業を早期に完成させる必要がな

いことは明らかである(前記 4 号関係①)。

同様に、公益性発揮ために必要最小限の範囲であるはずもない(前記 4 号関係②)。

- (3) このように、利水の必要性がないかあるいは著しく低い場合、法 20 条 3 号あるいは 4 号の要件を欠くことは明らかである。

そもそも、利水の必要性がないかあるいは著しく低い場合、法 20 条 3 号あるいは 4 号の規定があろうがなかろうか、当該事業が違法であり、取り消されるべきことは明らかである。けだし、土地収用法は、憲法が保障する財産の自由を制限するものであり、それが正当化されるのは、公共の利益のために必要やむを得ない事業だからこそである。そのような必要性がない事業が許されないことは、土地収用法の規定を待つまでもなく、憲法上当然のことである。

- (4) さらに本件特有の問題として、そもそも事業の目的が、利水や治水にあるのではなくて、石木ダム建設それ自体にある、という点が挙げられる。

事業の目的が石木ダム建設それ自体にあり、その目的を遂げるために、あたかも、利水や治水の必要性があるかのごとき理屈をこね回した場合、仮に、形式的にその理屈が成り立つとしても、真の目的が「石木ダムの建設それ自体」にあることが明らかであるならば、当然、必要性はなく、事業自体が違法となる。

この一般論、すなわち、「事業の真の目的が事業自体を行うことにある場合には、当該事業に重大な違法性があり、事業は取り消されるべきであること」自体は、おそらく被告といえども争わないはずである。少なくとも争えない。

### 3 本件事業の真の目的は、事業を行うこと自体にあること

- (1) 本件事業はまさしく、事業のための事業であることを、原告らは確信している。

利水に関しては、その点について、第 1 準備書面、第 4 準備書面、第 6 準備書面で詳細に述べてきたとおりであるが、本書面で再度、整理をする。

- (2) 本件事業の真の目的が「利水面において佐世保市の将来の水需要に対して現状では対応できないから」にはないことを、原告らが確信しているのは、過去及び現在の佐世保市の水需要予測が、前記各準備書面で述べたように、また、これか

ら本準備書面で述べるように、でたらめだからである。

このように、でたらめな予測を並べてまで、利水の必要性を作り出していることは、単に、客観的に利水の必要性がないということを示すのみならず、その真の目的が、「事業をしたいから」ということにあることも当然露呈させる。

4 必要かどうかの判断は、平成 24 年予測の表層的必要性を審理するだけではわからないこと

(1) 本件事業の利水の基礎となっている佐世保市の需要予測は、「佐世保市第 9 企画庁事業平成 24 年度再評価 水需要予測資料」(甲 B 第 1 号証)(以下「平成 24 年予測」という)である。

被告は、本件訴訟において、これまで、この平成 24 年予測の形式的正しさのみを強調し、実質的正しさには言及しないし、ましてや過去の予測との比較についても、一切だんまりを決め込んでいる。

(2) しかしすでに述べたように、平成 24 年予測がどういうものであるかは、平成 24 年予測だけをいくら見てもわからない。過去の予測と比較してこそわかる。

そこで、以下では、まず第 2 において、本件訴訟で審理の対象となる平成 24 年予測の内容を明らかにする。

そして第 3 において、平成 24 年予測に掲げられている各項目が、それ以前にはどのように予測されていたかを明らかにする。これを通じて、過去の予測においても、「結論先にありき」の数字合わせがされていたこと、が明らかになる。過去の予測がそうであるならば、平成 24 年予測もまた、「結論先にありき」の数字合わせであることは明らかである。

そして実際、平成 24 年予測が「結論先にありき」の数字合わせであることを、第 4 で明らかにする。

この第 3 と第 4 を見れば、企業者の一人である佐世保市が、水需要を生み出すために、その予測ごとに従来とは違ったでたらめな手法を採用していることが明らかになる。

これはまさしく客観的に「必要性がない」だけではなく、本件事業のそもそもの目的が、石木ダムを建設すること自体にあることも意味する。

(3) 以上を踏まえ、第5において、原告らが考える人証について、明らかにする。

## 第2 平成24年予測の概要

### 1 水需要予測

#### (1) 生活用水需要予測

##### ア 人口予測

実績値(平成23年。以下特に注釈がない場合は同じ)が226,821人であるところ、予測値(平成36年。以下特に注釈がない場合は同じ)では、209,119人となり0.92倍(-0.08)としている。

##### イ 原単位(一人一日当りの使用量)予測

一人一日当りの使用量を、実績値が189ℓ/日であるにもかかわらず、予測値を207ℓ/日として、1.1倍を想定している。

ウ その結果、必要量は、実績値の42,884m<sup>3</sup>/日に対して、予測値でもほぼ同量の43,290m<sup>3</sup>/日としている。

平成24年予測(実績H23、目標H36)			
生活用水	実績	予測	比較
給水人口	226,821	209,119	92%
原単位	189	207	110%
生活用水量	42,884	43,290	101%

#### (2) 業務・営業用水需要予測

##### ア 大口需要

実績値が2,783m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を5,643m<sup>3</sup>/日と、2倍に予測している。

##### イ 小口需要

実績値が14,703m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を17,259m<sup>3</sup>/日と、1.18倍を想定している。

##### ウ 小佐々地区

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を321m<sup>3</sup>/日を想定している。

エ 総合計

その結果、業務・営業用水は、実績値の 17,486m<sup>3</sup>/日に対して、予測値では 23,323m<sup>3</sup>/日と、1.33 倍を想定している。

平成24年予測(実績H23、目標H36)				
業務・営業用水		実績	予測	比較
大口	自衛隊	1,138	1955	172%
	米軍	1,645	2,279	139%
	専用水道	0	1,179	
	給食センター	0	230	
	合計	2,783	5,643	203%
小口	合計	14,703	17,359	118%
小佐々地区	合計	0	321	
総合計		17,486	23,323	133%

(3) 工場用水需要予測

ア 大口需要

実績値が 1,166m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 7,071m<sup>3</sup>/日と、実に 6 倍にも予測している。

イ 小口実績値が 724m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 1,114m<sup>3</sup>/日と、1.54 倍を想定している。

ウ 小佐々地区

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を 794m<sup>3</sup>/日を想定している。

エ 総合計

その結果、工場用水は、実績値の 1,890m<sup>3</sup>/日に対して、予測値では 8,979m<sup>3</sup>/日と、なんと 4.7 倍にも増加すると想定している。

平成24年予測(実績H23、目標H36)				
工業用水		実績	予測	比較
大口	SSK	1,166	5,691	488%
	水産加工団地	0	770	
	テクノパーク	0	400	
	つくも苑	0	210	
	合計	1,166	7,071	606%
小口	合計	724	1,114	154%
小佐々地区	合計		794	
総合計	小計	1,890	8,979	475%

## 2 中水道

平成 19 年予測では 500 トン/日としていたものを、150 トン/日に減らしている。

## 3 有収率 実績値 87.6%に対し、予測値（目標値）を 89.2%としている。

## 4 一日平均給水量

以上の結果、一日給水平均量について、実績値が 71,153m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 84,685m<sup>3</sup>/日と、1.19 倍を想定している。

## 5 負荷率

実績値が 88.7 パーセントであるところ、予測値を 80.3 パーセントと極めて低く設定している。

## 6 一日最大給水量

実績値 80,240m<sup>3</sup>/日であるところを 1.31 倍の 105,461m<sup>3</sup>/日としている。

## 7 利用量率

実績値が 97 パーセント前後であるのに対し、90.14 パーセントと、これも極めて低く設定している。なお被告は「安全率」と表現するが、「利用量率」の方が適切であるので、原告らはそう表記する。

## 8 必要水源量

平成 36 年度の必要水源量を 117,000m<sup>3</sup>/日としている。

## 9 水供給予測

### (1) 保有水源

全保有水源量を 105,500m<sup>3</sup>/日としているところ、一部を「不安定水源であるから評価できない」として排除して、77,000m<sup>3</sup>/日に減らしている。

### (2) 小佐々町

実績値が 4,000m<sup>3</sup>/日であるにもかかわらず、「まったくなくなる」としている。

### (3) 新規水源

必要水源を 117,000m<sup>3</sup>/日とし、不足分 40,000m<sup>3</sup>/日を石木ダムに求めるとしている。

## 第 3 平成 24 年予測以前の各予測の不合理性

## 1 はじめに

(1) 本項では、平成 24 年予測を含むこれまで佐世保市が行った予測で、原告らが資料を入手できたものについて、比較検討することを通じて、そもそもの始まりから、佐世保市が実態とかけ離れた水需要を作り出してきたことを明らかにする。

(2) 比較の対象とする水需要予測は、

① 昭和 50 年頃作成「佐世保市の上水道計画について」(甲 B 第 10 号証)(以下、「昭和 50 年予測」という)及び昭和 51 年 1 月 22 日頃作成 佐世保市水道事業変更許可申請書(甲 B 第 11 号証) (以下、「昭和 51 年予測」という)

② 昭和 56 年頃作成「佐世保市の水事情」(甲 B 第 12 号証) (以下、「昭和 56 年予測」という)

③ 平成 12 年 10 月頃作成「佐世保市水道事業変更認可(平成 12 年 10 月 25 日認可)(甲 B 第 13 号証) (以下、「平成 12 年予測」という)

④ 平成 16 年 9 月 30 日頃作成「平成 16 年度佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会資料<水需要予測の比較検討>」(甲 B 第 14 号証) (以下、「平成 16 年予測」という)

⑤ 平成 19 年 10 月 10 日頃作成「佐世保市水道施設整備事業再評価第 1 回委員会資料 4.水需要予測結果」(甲 B 第 3 号証) (以下、「平成 19 年予測」という)

⑥ 平成 24 年頃作成「佐世保市第 9 企画庁事業平成 24 年度再評価 水需要予測資料」(甲 B 第 1 号証) (以下、「平成 24 年予測」という)

である。

(3) また、比較の対象とする保有水源の評価は、

i 前記甲 B 第 10 号証(「昭和 50 年予測」と同じであるが、保有水源に関して言及する場合は「昭和 50 年水源評価」という)

ii 平成 7 年 11 月佐世保市水道局作成「佐世保市水道白書」(B 第 15 号証)(以下「平成 7 年水源評価」という)

iii 平成 11 年頃作成 「佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会 委員会説明資料」(B 第 16 号証)(以下、「平成 11 年水源評価」という)

iv 平成 19 年 10 月 10 日佐世保市水道局作成「佐世保市水道施設整備事業再評価 第 1 回委員会資料」(甲 B 第 17 号証)(以下「平成 19 年水源評価」という)である。

いずれも、原告ら第 1 準備書面で引用したものである。

(4) 本項では、前記第 2 で掲げた平成 24 年予測の各項目について、項目ごとに、通年で比較する。原告ら第 1 準備書面では、各予測をいわば編年体的に検討したのに対して、本稿では、項目ごとに、いわば紀伝体的に、比較するものである。

(5) 各項目を通年で比較することにより、平成 24 年予測はおろか、いつの時代の予測も、そしてどの項目も、「結果先にありき」の数字合わせであることがさらに明らかになる。

## 2 水需要予測に関して

### (1) はじめに

水需要予測は、①生活用水、②業務・営業用水、③工場用水の三つに分けて、それぞれ需要予測を立ててきている。

そこで、以下でもこの三つに分けて検討する。

### (2) 生活用水需要予測

#### ア はじめに

生活用水需要予測は、①人口予測、②原単位予測(一人当たりの水需要予測)の二つの項目で予測を立て、それを掛け合わせて需要予測としている。

そこで、以下でもこの二つに分けて検討する。

#### イ 人口予測

次に掲げる表のとおりである。

人口に関しては、初期は過大に予測していたが、時代を追うにつれ、人口が予測時よりも減少することを前提にしている。それでも過大であるが、後述するような他の予測に比べればまだましである。

人口予測がこのように、ある意味「正確」なのは、予測者の恣意的な介入が

入りにくい予測手法のためと思われる。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
区域内人口(人)	-	260,000	241,579	224,429	233,795	212,800
給水人口(人)	-	247,000	238,281	222,058	221,793	209,119

#### ウ 原単位予測

次に掲げる表のとおりである(昭和 56 年予測は、引用者が計算した「推定値」)。

原単位に関しては、「年々減少している」という「実績」を反映してはいる。しかし、第 1 準備書面で指摘したように、いずれの予測も、実態とははるかにかけ隔てた過大な予測であった。その点は、第 4 で述べるように、平成 24 年予測も同様である。

予測値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
原単位(ℓ/日・人)	-	(378)	255	223	221	207
参考						
実績値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
原単位(ℓ/日・人)	-	276	192	193	193	189
参考						
実績値との比較 (予測値÷実績値)	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
		137.0%	132.8%	115.5%	114.5%	109.5%

#### エ 生活用水量

上記を踏まえて、生活用水量は次に掲げる表のとおりである。

当初から見ると、大きく減少しているが、それでも過大である。

ただ、この生活用水が大きく減少しているのは、基本的には、人口予測について「自由な予測」ができずに、ここで「水増し」することができなかつたためである。そのため、次項以降で明らかになるように、他の項目で、でたらめな予測をしている。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
区域内人口(人)	-	260,000	241,579	224,429	233,795	212,800
給水人口(人)	-	247,000	238,281	222,058	221,793	209,119
原単位(ℓ/日・人)	-	(378)	255	223	221	207
生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	126,300	93,310	60,762	49,519	49,016	43,290
参考						
実績値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	81500	64,921	44,937	45,268	44,550	42,884
参考						
実績値との比較	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)		143.7%	135.2%	109.4%	110.0%	100.9%

### (3) 業務・営業用水需要予測

#### ア はじめに

業務・営業用水需要予測は、①大口需要予測、②小口需要、の二つの項目で予測を立て、それを足し合わせて需要予測としている。

そこで、以下でもこの二つに分けて検討する。

#### イ 大口需要

(ア) 次に掲げるものが、各予測の大口需要予測である。

まず、これを見れば、あれやこれや想定しうるものをすべて掲げて大口需要予測を増やそうとしていることが一目瞭然である。

なんでもいいから、何とか大口需要を伸ばそうと、必死である。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
駐留軍等	5,000					
自衛隊		3,600	1,700	1,900	1,900	1,955
米軍		910	2,787	3,259	2,914	2,279
鉄道船舶	700	420				
船舶		380				
公衆浴場		330				
ハウステンボス			4,500	2,500	1,500	
駅周辺			285	211	211	
新相浦魚市場			568			
ポートルネッサンス			330	693	693	
国際大学			63			
文化ホール			285			
専用水道					1,179	1,179
給食センター						230
大口合計	5,700	5,640	10,518	8,563	8,397	5,643

(イ) また、昭和 56 年予測と比較して、平成 12 年予測では、大口需要がほぼ倍となっている。これは、前項の生活用水の需要予測と関連するのであるが、生活用水の需要予測量を増やせなかったことから、その調整のために、増やしたものである。したがって、適切な予測ではない。

(ウ) 各予測の実績値との比較は、次に掲げる表のとおりである。

全てで、実績の 2 倍前後の「水需要の伸び」を予測している。

しかし、このように伸びるはずはなく、毎回毎回、「水増し」していることが明らかになっている。

業務・営業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
大口	10,518	8,563	8,397	5,643
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	4,759	4,400	4,438	2,783
参考				
実績値との比較 (予測値÷実績値)	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	221.0%	194.6%	189.2%	202.8%

#### ウ 小口需要

小口需要の予測は、次に掲げる表のとおりである。

平成 12 年予測から「小口需要」という項目は計上されている。大口需要で述べたとおり，平成 12 年予測では，生活用水を大幅に減少させなければならなかったため，その「穴埋め」のためである。

平成 24 年予測では，第 4 で詳述するでたらめな手法を利用して，平成 19 年予測よりも増やしている。その結果，当然と言えば当然だが，平成 24 年予測のみ，実績値とのずれも，大きくなっている。

業務・営業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
小口	17,800	17,000	16,200	17,359
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	16,201	15,903	15,739	14,703
参考				
実績値との比較 (予測値÷実績値)	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	109.9%	106.9%	102.9%	118.1%

## エ 考察

(ア) 以上述べたように，業務・営業用水需要予測に関しては，大口にしても小口にしてもでたらめな予測である。

平成 24 年予測以前の各予測の「予測」が全く外れていることは，被告も認めている(はずである)。ただ，被告は，「予測は結果的に外れることもあるから，過去の予測通りの実績となっていないことは，当該予測がでたらめであったことを意味しない」旨反論する。

(イ) 確かに一般論としてはそうである。

しかし，本件で原告らが指摘するように，佐世保市は，平成に入ってから，原告らが把握するだけでも平成 24 年予測以外に 3 つの予測をしている。その各予測が，業務・営業用水のみならず，どの項目もすべて，予測通りになっていない。これほど「はずれまくる」のであれば，それは，予測手法が誤っているからに決まっており，正しい予測をするためには，予測手法を変えるべきである。

しかるに，佐世保市は，予測手法を変えずに同様のでたらめな予測を繰り返

返すか、逆に一層不合理な予測手法に変えて、さらに予測を外してきている。

佐世保市が「適切な予測」をせずに、数字合わせの予測をしてきたことは明らかである。

- (ウ) 「これまでの業務・営業用水需要予測が適切な予測ではない」ことは、次のことから当然に推測できる。

すなわち、ある年の需要予測で掲げられておきながら、次の年では外されているものがある(例えば、平成 12 年予測の「文化ホール」や、平成 19 年予測の「ポートルネッサンス」等)。

外された理由は、二つしか考えられない。すなわち、予測した需要自体が存在しなくなったか(例えば、「文化ホールを新設する予定でその予測を立てたが、その計画自体がなくなった」等)、あるいは、次の予測年度の時は、すでに需要が始まっており、「予測値」ではなくて「実績値」に変わったか、そのどちらかである。

前者であれば、実際に作られる可能性が非常に低い施設の需要を当て込んでいたことになり、まさしく、砂上の楼閣、幻の水需要というべきものであり、予測がいい加減であったことは明らかである。

他方、後者の場合(実際には、この可能性が高いと思われる)、予測が適切であれば、その分だけ、実績値は増えていなければならない。例えば、平成 19 年予測で掲げられた駅周辺の施設整備やポートルネッサンスの建設は平成 24 年予測時点では終了しており、したがって平成 24 年予測では、その二つは実績値の方に含まれる。したがって平成 19 年予測が適切なものであれば、平成 24 年度の実績値は増えていなければならない。

しかし、各予測の業務・営業用水合計の実績値は、次の表のとおりである。一見して明らかのように、実績値は増えるどころか、減少する一方である。

これを見れば、各予測がいい加減なものであることは明らかである。

	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
実績年	H9	H15	H18	H23
業務営業用水実績	20,960	20,303	20,177	17,486

#### (4) 工場用水需要予測

##### ア はじめに

工場用水需要予測は、①大口需要予測、②小口需要、の二つの項目で予測を立て、それを足し合わせて需要予測としている。

そこで、以下でもこの二つに分けて検討する。

##### イ 大口需要

次に掲げるものが、各予測の大口需要予測である。

(m <sup>3</sup> /日)	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
佐世保重工業(SSK)	7,400	4,450	2,200	3,000	2,600	5,691
針尾等(テクノパーク)	22,000	22,000	2000		430	400
新佐世保工業団地			920			
水産加工団地				515	515	770
つくも苑						210
大口合計	29,400	26,450	5,120	3,515	3,545	7,071

① 想定しうるものは何でも入れ込んでいること、② 実績と大きく隔たった予測をしていること、③ 当該予測が外れまくっていること、などは、業務・営業用水需要予測と全く同じである。

特に、平成 24 年予測の実績値とのずれは甚だしいものがあるが、これは第 4 で述べる。

工業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
大口	5,120	3,515	3,545	7,071
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	1,864	1,560	1,210	1,166
参考				
実績値との比較 (予測値÷実績値)	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	274.7%	225.3%	293.0%	606.4%

##### ウ 小口

次に掲げるものが、各予測の小口需要予測である。

業務・営業用水の小口需要予測に比較しても、いつの予測も、実態とのずれがはなはだしい。

工業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
小口	1,859	1,596	1,700	1,114
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	1,037	1,139	914	724
参考				
実績値との比較 (予測値÷実績値)	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	179.3%	140.1%	186.0%	153.9%

### 3 中水道

次に掲げるものが、各予測の小口需要予測である。中水道が増えれば、それだけ水はいらないことになる(そのため、マイナスで表示している)。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
中水道			-1,000	-500	-500	-150

表を見れば明らかなように、後になればなるほど、中水道は減少している。

なぜ、業務・営業用水、工場用水の予測のように、後になればなるほど、いろいろ理屈をこねて、増やさないのであろうか。

業務・営業用水、工場用水の予測と、中水道予測の明確な違いもまた、各予測が数字合わせであることを示す証拠である。

なお、水不足であるとして13世帯の生活を破壊する石木ダムが「なんとしても必要」とするのであれば、自区内の水源開発にとことん力を入れて自己努力の実績を示すのが道理であるが、佐世保市は何と中水道普及目標を削減する一方である。自己努力もせずに石木ダム、というのはまさに「石木ダムありき」の証左である。

### 4 負荷率

次に掲げるものが、各予測の負荷率である。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
負荷率(%)		80.0	82.0	83.0	80.3	80.3

第1準備書面で詳細に述べたように、平成16年予測までは「過去10年間の実績値の平均」であった。

これを平成19年予測では、突然「過去10年間の最低値」に変更している。この変更の合理的理由はないことはもとより、そもそも、「なぜ最低値を用いるのか」という点も合理的理由はない。

その理由は、第1準備書面でも指摘したように、「80.3」という数値がないと、石木ダムの必要性を「捻出」できないからである。

この平成19年予測の負荷率でさえでたらめであるが、平成24年予測では、第4で述べるように、さらに「過去15年間の最低値」に変更している。こうしないと「80.3」という数値が採用できないからである。これこそ「でたらめな予測」、「不合理的な予測」、「先に結論ありきの数字合わせの予測」の典型例である。

## 5 利用量率

原告ら第1準備書面で推定した利用量率は下記のとおりである。

原告らの推定値であるが、ほぼ間違いないと確信している。被告も「違う」とは否定していない。

平成24年予測のみ、異常に低いことが分かる。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
利用量率(推測値)	94.4%		95.2%	95.3%	95.2%	90.1%

## 6 水供給予測

第1準備書面で指摘したように、原告らが有する資料を前提にすると、平成7年水源評価で「突然」、「不安定水源」なる単語が現れる。そして、「不安定水源は保有水源として評価できない」として、保有水源を82,500 m<sup>3</sup>/日に、減らしている。

平成11年水源評価では、さらにもっと「不安定水源」として除外し、保有水源を77,000 m<sup>3</sup>/日にまで「減少」させて「水源6万m<sup>3</sup>/日不足」としている。

このような恣意的な「不安定水源」化の理由は、「不安定水源とされているものを保有水源とすると、石木ダム建設の必要性がなくなるから」ということを原告らは、第1準備書面で指摘した。

そして、「数字合わせでかかる操作をしたに決まっている」のだから、「平成7年水源評価の直後に作成された佐世保市の水需要予測(おそらく「平成8年水需要予測」

と思われる)では、佐世保市は、将来の一日最大給水量が 140,000 m<sup>3</sup>/日程度としていたはずである」と「予想」した。

原告らは、「違うというのであればそのころの佐世保市の水需要予測を示してほしい」と被告に投げかけたが、被告は、示さない。原告らの予想通りであるからである。

これもまた、数字合わせを示す典型例ある。

## 7 総括

佐世保市の過去の水需要予測は、常に、そしてどの項目でも、その当時計画されていた石木ダム利水容量に合わせるために、佐世保市に都合の良い数字を見つけ、都合の良い手法を作り出し、作成されている。

これらを見れば、佐世保市の水需要予測が、真の意味での「佐世保市の将来の水需要がどうなるのか」を検討したものではなくて、単に、石木ダムの利水面における建設の必要性を捻出するために、意図的に作成されたものであることは明らかである。

## 第4 平成24年予測自体の不合理性

### 1 水需要予測

#### (1) 生活用水需要予測

##### ア 人口予測

先述のとおり、初期は過大に予測していたが、平成24年予測は人口減少を前提にしている。それでもなお過大であって他の予測に比べまだまだというレベルでしかない。

##### イ 原単位予測

(ア) 平成24年の需要予測は起業者(佐世保市)の願望が述べられているにすぎないこと

まず、佐世保市は、佐世保市の生活用水の水需要が「明らかに増加傾向にある」と述べ、佐世保市民は「節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため、増加傾向になっている。」とでたらめな予測を

している。

佐世保市の予測がでたらめであることは訴状においても指摘したが、でたらめであることの要点を述べると、平成 8 年から平成 24 年までの 16 年間に生活用水原単位は 188ℓ/人・日から 196ℓ/人・日の間で推移するのみで、196ℓ/人・日であった平成 16 年以後はむしろ減少傾向にあり、平成 24 年需要予測を立てた平成 23 年の実績では 189ℓ/人・日にとどまっている。したがって、「増加傾向である。」という予測は明らかに事実と反する。

また、「佐世保市民は我慢している。」「受忍限界を超えている」との指摘についても、佐世保市民の認識に関する根拠は一切示されておらず、水需要を増やしたい起業者の主観、希望、願望を述べたものにすぎない。起業者によって佐世保市民の認識がねつ造されたものであって、合理的な予測などと到底言えるものではない。

#### (4) 「他都市のとの比較」の欺瞞性

##### A 根拠が不明であること

佐世保市は、平成 24 年予測（目標年平成 36 年）の生活用水原単位の需要予測を 207ℓ/人・日とした上で、「同規模都市平均 253ℓ よりも少ない」と説明し、まだまだ水が足りていないと主張している。

佐世保市は、「平成 24 年度 第 2 回佐世保市上下水道事業経営検討委員会」の資料において、生活用水の同規模都市平均を示すため、呉市、長野市、下関市等 14 都市を例に挙げ、グラフを示しているが、これら 14 都市をどのような基準で選んだのか、そもそも「同規模都市」とは何かが不明である。

この点につき、平成 23 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳を基にした人口動態によって全国市町村の人口を確認すると、佐世保市が選んだ 14 都市のうち、最大は長野市で 38 万 4284 人、最小は岸和田市で 20 万 791 人であった。そして、長野市と岸和田市の間には、佐世保市を除き 112 の市区町村が存在する。この 112 市区町村も存在する中から佐世保市が、何を基準に 14 都市を選びアンケートを採ったのかについて、その選定の根拠は明ら

かにされていない（本準備書面別表参照。佐世保市が選んだ14都市には●を付している。）。

さらに、佐世保市は、14都市の数値のみをもって「同規模都市平均」としている可能性すらある。このような佐世保市の統計の使い方、検討手法を見れば、恣意的に市町村を選定し、佐世保市にとって都合の良いデータのみを集め、公開し、あたかも適正適切な検討を行っているかのように装っていることは明らかであろう。

#### B 同規模都市に向けたアンケートの内容も明らかにされていないこと

さらに、佐世保市は、かかる14都市の結果を「同規模都市アンケート結果（寒冷地除く）」に基づくとしているが、どのような内容のアンケートを取ったのかも何ら明らかにしていない。

#### C 「生活用水」に関する定義が不明確であること

佐世保市が示している14都市の水道局のホームページを確認すると、そのほとんどにおいて「生活用水」としての「水道事業の数値」が見当たらない。したがって、各市町村が佐世保市と同様の基準、指標によって「生活用水」の使用量を把握しているかについても疑念がある。

さらに、国土交通省が用いる「生活用水」の定義は、「調理、洗濯、風呂、掃除、水洗トイレ等の家庭で使用される水を『家庭用水』、オフィス、飲食店、ホテル等で使用される水を『都市活動用水』と呼び、これらを併せて『生活用水』と呼んでいます。」として、平成24年の全国平均が290ℓ/人・日としている(国土交通省ホームページ)。

このように「生活用水」については国土交通省の定義があり、その中にはオフィス、飲食店、ホテル等が使用する水量も含まれていることから、各市町村において佐世保市と同様の指標で把握していない可能性がある。

さらには、佐世保市において異なる指標を用いて比較し、需要予測として開示している可能性もある。

D 以上のように、佐世保市が根拠とする「佐世保市と同規模の 14 都市と比較して、佐世保市の生活用水の使用量実績は著しく低い」という主張には、多数の欺瞞性が含まれている。

もう一度整理するならば、

- ① 14 都市の選択が恣意的と思われる
- ② 「同規模と市平均」がその恣意的に選択された 14 都市と比較したものと思われる。
- ③ 14 都市に対して、どのようなアンケートをしたのかが不明である。
- ④ そもそも、アンケート対象が 14 都市なのか、それ以外にもアンケートをしたのかが不明である。前者であれば恣意性の問題が、後者であれば作為の問題が生じる。
- ⑤ 14 都市のアンケート内容が正しいのかどうか疑問がある。

これでは、本当に正しく調査されたのか確定できない。これまで述べてきた「佐世保市のやり口」からして、自己に都合の良い「操作」をしている疑いが極めて高い。

したがって、少なくとも佐世保市が、どの都市に対して、どのようなアンケートをしたのか、その年の選択基準は何なのか、回答された回答はどういうものであるか、が明らかにならない限り、この佐世保市の主張は信用性がない。

## E 求釈明

以上より、被告に対して、「佐世保市が、どの都市に対して、どのようなアンケートをしたのか、その年の選択基準は何なのか、回答された回答はどういうものであるか」の求釈明を求める。

なお、被告は、「その資料は被告が有しておらず、回答できない」旨うそぶくかもしれない。しかし、佐世保市は、この 14 都市アンケートを「佐世保市の平成 24 年予測の正当性の根拠の一つ」としているところ、佐世保市の平成 24 年予測が妥当性を有するかどうかを判断したのは被告自身である。

したがって、この佐世保市の主張が、客観的に合理性あるのかどうかは、被告自身が確認しているはずであり、回答できないはずがない。

もちろん「被告は、佐世保市の言うことは、ノーチェックでそのまま信じ込んでいるので、確認なんかしていません。だから回答できません」というのも一つの回答である。それならそうと、堂々と回答いただきたい。

(ウ) 生活用水の需要予測の検討過程や公表方法の欺瞞

前項で述べたように、佐世保市の「14都市アンケート」は、それ自体全く信用性に欠けるが、仮に、佐世保市が他市町村に対して行ったアンケートの内容が佐世保市と同様の「生活用水」を把握するものとして実施され、その回答が適切であったとしても、佐世保市が資料として準備した平成24年予測については恣意が存する。

例えば、先述の14都市の列挙については、すべて佐世保市の使用量を上回る都市しか掲載されていない。あたかも佐世保市の使用量が全国的に見て一番少ないかのように見せかけている。

さらに、佐世保市の使用量が全国平均を下回っていたとしても、佐世保市と同等の使用量の市町村がどれくらい存するのかは明らかにされていない。佐世保市が平成24年予測をした当時の生活用水原単位は189ℓ/人・日であったが、それ以下の市町村がなかったのか、200ℓ/人・日未満の市町村がどれほど存在するのか、それら市町村がいかなる需要予測を立てているのか、それらの市町村が佐世保市と同様に「節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えている」と分析しているのか、それらの市町村がどのような節水対策を講じ、それが佐世保市において導入不可能なのか等、まさに佐世保市と同等の使用量の市町村の需要予測と比較検討した結果が示されてしかるべきである。

なぜなら、安易、安直、不合理な検討によって奪われるのは、13世帯の地権者が先祖代々その土地で何百年と培ってきた暮らしとコミュニティ、そし

て各地権者の人生そのものであって、その失われる利益の甚大さに鑑みれば、安易、安直、不合理な需要予測など一蹴されるべきは明らかだからである。

(エ) 滝沢氏・小泉氏の意見書は杜撰な分析であること

佐世保市は、平成 24 年予測を二人の学者の意見書をもって、需要予測は正しいと述べる。しかし、この二人の意見書には論理的に検討すべき学者としての合理的な意見は述べられておらず、一市民の感想程度のものでしかないことは原告第 1 準備書面において指摘した。

さらに、両学者の意見者は、そもそもでたらめをでっち上げた佐世保市の需要予測が基礎資料となっている。佐世保市が、佐世保市の需要予測に反対する資料や意見を両学者に提示した痕跡も、両学者自身が佐世保市の需要予測に反対する資料や意見を自ら分析した痕跡すらない。

それなのにどうして、佐世保市の需要予測が合理的とお墨付きを与えることができるのか理解に苦しむ。

(オ) 小結

以上のとおり、平成 24 年需要予測の生活用水に関する部分は、でたらめの数値を並べたものにすぎず、このような不合理な予測を基に、石木ダム建設を認め、その一方で、地権者の財産や生活、コミュニティそして人生そのものを破壊することは行政の裁量を逸脱するものであって、本件事業認定が違法であり取り消されるべきことは明らかである。

(2) 業務・営業用水需要予測

ア 小口需要

(ア) 佐世保市の需要予測とその算定根拠

佐世保市は、小口需要については、観光関連の企業が占める割合が高く、観光客の増減と使用水量の相関が高いことから、観光客数を用いた回帰式により需要予測を行ったものであり、需要予測に問題はないと繰り返し主張する。

具体的には、平成 15 年から平成 23 年までの小口需要の実績値と観光客数について、約 0.7 の相関係数が確認されたという(甲 B 第 1 号証 p50)。

(イ) 観光客数との関連性に基づく予測手法は従来採用していなかったこと

A しかし、原告らが第 1 準備書面、第 4 準備書面等でこれまで主張したとおり、そもそも佐世保市は、平成 24 年予測より以前の各予測においては、小口需要の予測では、観光客数との相関関係に基づく予測手法を一度も採用していなかった。

B このうち、平成 24 年予測の直近の予測である平成 19 年予測において、佐世保市は、小口需要について、合計 5 つのトレンド式（平均増減数、平均増減率、修正指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）による時系列傾向分析を行っているが、「いずれも相関関数が低く妥当な推定式は得られなかった」として不採用とした上で、「従来は水を大量に使用しない企業しか誘致できなかったが、今後は、石木ダムにより安定した水需給が行えるから、水を大量に使用する企業も含めた企業誘致を今後行っていく」として、「過去 20 年の実績のうち 2 番目に大きい数値を目標年度に設定する」という需要予測をした（甲 B 第 3 号証 p 27・28）。この平成 19 年予測の手法は、現在の水需要への対応ではなく、石木ダム建設によって将来の水需要を作り出すというダム建設を推進するための予測であり、全くもって逆転した不合理な手法であることは論をまたないが、その点はひとまず措くとして、少なくとも佐世保市は、平成 19 年予測においても、業務営業用水の小口の需要予測について、観光客数との相関関係に基づく予測手法は採用していなかったのである。

C それが、どうして平成 24 年予測から、突然観光客数との関連に基づく予測手法に変更したのか、その理由について、佐世保市は、原告らの度々の求釈明に対し、まともな回答が全くできていない。佐世保市の小口需要は、もともと観光関連の企業が占める割合が高かったはずであるが、この 5 年間の間に、小口需要と観光客数の相関関係が、それまでずっとなかったのに、

突然あることになったのか。あるいは、「相関があることを見出し」（答弁書 p91）という表現からすれば、この5年間のうちに、小口の水需要を導き出すための「手法」として、観光客数との相関を「発見した」というのであろうか。

D 佐世保市が、予測手法を変更した合理的理由を説明できないのは、その変更にも合理的理由がないからである。佐世保市が予測手法を突如変更したのは、それが石木ダム建設のために都合のいい右肩上がりの需要予測を作出できる方法を編み出したからであり、しかも、その意図的な予測ができるようになったのは、以下述べる通り、佐世保市の最大の観光施設ハウステンボスを、平成24年予測から突然小口需要に変更したからである。

(ウ) 従来は大口需要であったハウステンボスを突然小口需要にしたこと

A すなわち、佐世保市が業務営業用水小口需要の予測手法を突然変更したことに関連して見逃してならないのは、佐世保市は、平成24年予測から、前回まで大口需要として分類していたハウステンボスを突然、小口需要の中にも含めるようになったことである（甲B第1号証 p47）。これは、小口需要と観光客数との相関関係を捏造するために考えついた分類変更としか考えられない。

B ハウステンボスは、「全国の主要レジャー・集客施設 入場者数ランキング」でも、2016年度は、前年度比11.2%増となる過去最高の310万7000人の入場者数を集め、東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパンに次ぐ全国で堂々の3位にランクされる全国屈指の人気のテーマパークである。ハウステンボスは、佐世保市の観光客数の半分以上を占める断トツの集客力を誇る最大の観光施設であり、使用水量からしても、米軍や自衛隊と並ぶまさに大口需要そのものである（例えば平成8年度実績では、米軍1,890 m<sup>3</sup>/日、ハウステンボス1,496 m<sup>3</sup>/日、自衛隊1,402 m<sup>3</sup>/日）。

C 平成19年予測において、佐世保市は、ハウステンボスについて、「景気の回復に伴い入場者の増加も期待されるので、・・・過去の実績15ヶ年の

実績の内、2番目に大きい1,496 m<sup>3</sup>/日を丸めた1,500 m<sup>3</sup>/日を目標年度（平成29年度）に設定する」として、大口需要に分類した需要予測をしていた（甲B第3号証p29）。

D ところが、佐世保市は、平成24年予測から、突如ハウステンボスを小口需要に変更した。被告は、その理由について、「ハウステンボスは、他の観光施設への誘客を図るための中心との位置づけを失い、また市全体の観光戦略としてハウステンボスを含めた観光施設等の観光客数の目標値が示されたことから、他の観光施設等と共に小口需要として予測するのが合理的であった」（被告第1準備書面p16）などと意味不明のことを縷々述べるが、それらは、大口か小口という水需要予測の分類とはおよそ無関係のことであり、苦し紛れの説明に何らの合理性も説得性もないことは、佐世保市自身が一番よくわかっているはずである。

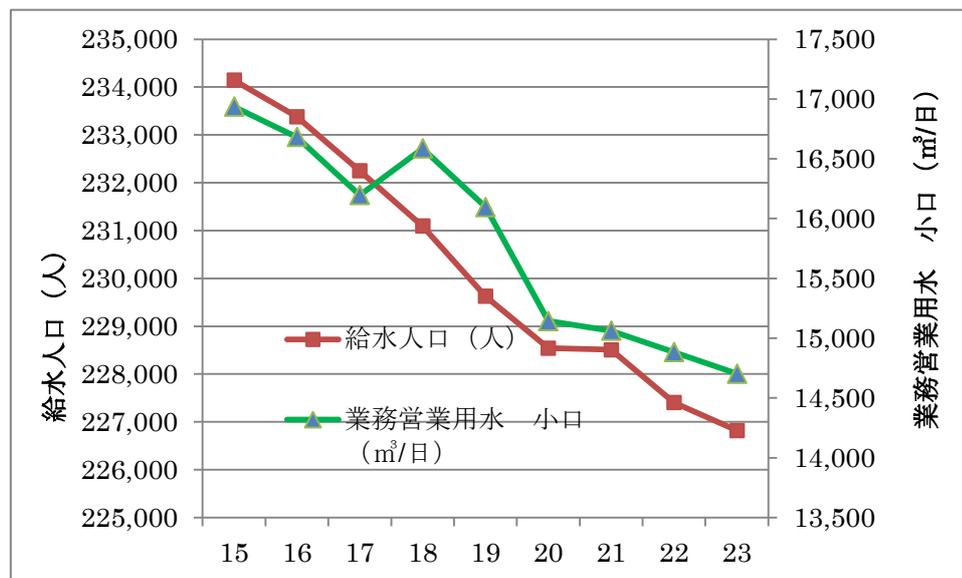
E 平成24年予測が、小口需要について、観光客数との相関関係に基づく予測手法に突然変更したことで、それと同時にハウステンボスを突然小口需要に含めたことは、まさしく一体のものであり、原告らが第1準備書面や第4準備書面等でも指摘したとおり、従来の予測手法では「思った以上に需要が伸びない」ことから、観光客数と小口需要の相関関係が有意なものとし、もって小口需要の増加傾向を作出するため、ハウステンボスについて何ら合理性のない分類変更を行ったものであることはもはや疑いようのない。

(エ) 観光客数よりも給水人口の方が小口需要との相関関係が高いこと

A 以上のように、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、佐世保市が、石木ダムの必要性を作出するための右肩上がりの小口需要予測を意図的に行うためのものにすぎず、過去の需要予測では一度も採用されてこなかったものである。

B ところで、統計学的には、業務営業用水の小口需要にハウステンボスを加えたとしても、観光客数より高い相関関係があるのは、給水人口である。

平成15年度から平成23年度の佐世保市の給水人口と業務営業用水の小口の推移をグラフに表すと以下のとおりである。



さらに、観光客数と給水人口により、業務営業用水の小口の需要予測の多変量回帰分析をすると、業務営業用水の小口の需要予測は、以下の数式で求められる。

業務営業用水の小口＝

$$0.0013 \times \text{観光客数} + 0.2631 \times \text{給水人口} - 49534.6$$

その結果を、一覧にまとめると、以下の表のとおりである。

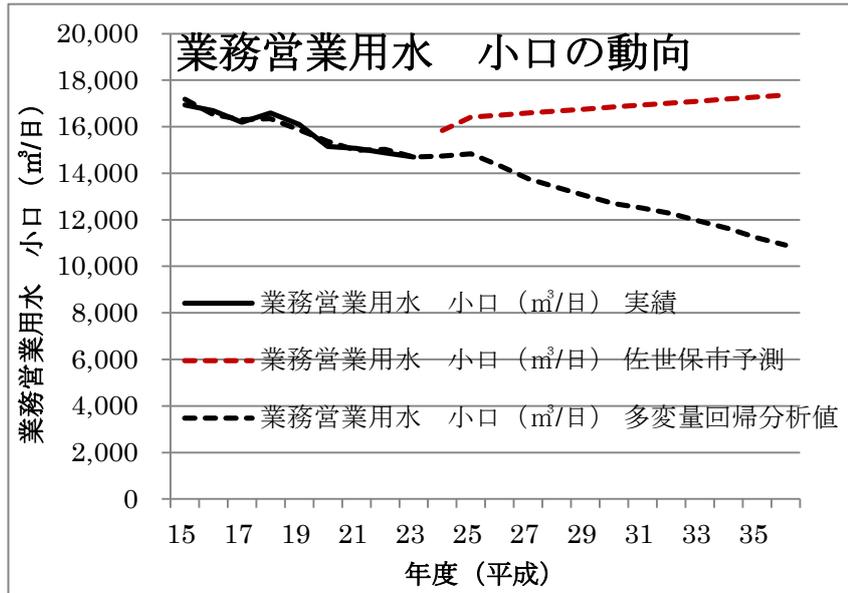
業務営業  
用水 小口  
の動向

観光客数と給水人口の動向

年 度 (平 成)	観光客数(万人/年)		給水人口(万人)		業務営業用水 小口(m³/日)		
	観光客数 (人/年) 実績	観光客数 (人/年) 佐世保市 予測	給水人口 (万人) 実績	給水人口 (万人) 佐世保市 予測	実績	佐世保 市予測	多変量回 帰分析値
15	3,876,530		234,144		16,936		17,182

16	3,530,912		233,380		16,682		16,525
17	3,588,845		232,248		16,197		16,304
18	3,853,097		231,095		16,586		16,349
19	3,774,904		229,627		16,096		15,859
20	3,617,400		228,540		15,144		15,366
21	3,333,100		228,509		15,062		14,983
22	3,585,700		227,403		14,883		15,025
23	3,453,800		226,821		14,703		14,698
24		3,634,343	225,742	226,090		15,836	14,743
25		3,814,886	224,488	225,555		16,415	14,841
26		3,842,096	223,066	223,452		16,502	14,323
27		3,869,306	222,249	221,212		16,588	13,770
28		3,896,516		219,661		16,674	13,398
29		3,923,725		218,160		16,761	13,039
30		3,950,935		216,726		16,847	12,697
31		3,978,145		215,829		16,932	12,497
32		4,005,355		214,829		17,018	12,270
33		4,032,565		213,428		17,104	11,937
34		4,059,775		212,092		17,189	11,622
35		4,086,985		210,455		17,274	11,227
36		4,114,195		209,119		17,359	10,911

これらの情報のうち、業務営業用水の小口の実績、佐世保市予測、多変量回帰分析値をグラフにすると、以下のとおりである。



黒い実線が小口の実績、赤の点線が佐世保市の予測、黒の点線が多変量回帰分析で得られた数値である。多変量回帰分析で得られた数値と実績に対応している部分が実績とほぼ一致しており、この分析方法の正確性が確認できる。そして肝心の将来の需要予測数値は減少傾向が続いている。つまり、観光客数が増えたとしても、人口減少が進み給水人口が減り続けていけば、業務営業用水の小口は減少していくという傾向がはっきりと予測できるのであり、これが、佐世保市の需要予測より、はるかに合理的な需要予測である。

C これはある意味当たり前である。別に業務・営業用水の小口需要に限らず、一般的に、どのような水需要も、人口の増減に最も相関するからである。

したがって、佐世保市の人口が減少するとしている以上、どのような水需要も伸びることはあり得ないのである。

佐世保市が、平成 19 年予測においては「いずれも相関係数が低く妥当な推定式は得られなかった」とし、平成 24 年予測においては(ハウステンボスを繰り込むことで)「相関があることを見出し」たのも、いずれも「水需要が増加する傾向について」という主語が隠されている。

純粹に予測すれば、「いつの時代も、『業務・営業用水の小口需要は減少す

る傾向がある』ことは目の前にありありと存在していた」のである。

これもまた、「先に結論ありきを」示す好例である。

(オ) 小括

以上のとおり、佐世保市が平成 24 年予測から突然採用した観光客数との相関関係に基づく小口需要の需要予測は、ハウステンボスを小口需要に含めるなどの意図的操作を加えた上で、石木ダム建設のために都合のいい右肩上がりの需要予測を作出できる極めて恣意的な予測方法である。

しかも、そうした意図的操作を加えてもなお、小口需要は、観光客数よりも給水人口の方が相関関係が高いのであって、佐世保地区で給水人口が減少し続ける以上、小口需要も伸びないのである。

したがって、小口需要の佐世保市の平成 24 年予測が、全く不合理であることは明らかである。

イ 大口需要

(ア) 佐世保市の需要予測

佐世保市は、ハウステンボスを小口に変更したため、大口需要としては米軍と自衛隊であるが、平成 24 年予測においては、「国防上、西の拠点として、今後とも役割はますます重く、高度な運用がなされる。また、万が一の災害等の緊急時等における適切な活動を行うためにも、十分な水量確保が必要である」として、いずれも過去最大値を採用するとする(甲 B 第 1 号証 p47)。

(イ) 大口需要予測について過去最大値を採用する合理性がないこと

A しかし、佐世保市が過去最大値を採用するとする根拠は、佐世保市が防衛省から得た回答文書によれば、「万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動を遂行するためにも、十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」とあることから、この回答に基づいて、過去の実績最大値を採用したという。

B これに対して、原告らが、第 4 準備書面において、具体的な水量としてどれだけ必要かということ合理的根拠や資料に基づいて回答しているわ

けではなく、かかる防衛省の一般的抽象的認識が直ちに過去最大値に結び付くことなどあり得ないと反論したところ、被告は、第3準備書面では、「将来の使用水量の予測が困難な場合、過去の水需要の最大値を用いることもある」としている設計指針があるので問題ない旨主張する。

C しかし、米軍の過去実績最大値は平成12年度の2,279 m<sup>3</sup>/日、自衛隊の過去実績最大値に至っては、なんと平成24年予測の時点から25年前も前の昭和62年度の1,955 m<sup>3</sup>/日であるが、平成24年予測時点の最新の実績値であった平成23年度は、過去最大実績値と比較して、米軍が約3割減の1,645 m<sup>3</sup>/日、自衛隊が約4割減の1,138 m<sup>3</sup>/日まで水量は大きく減っているものであり、今後、水需要が大幅に増加する客観的かつ合理的な根拠は一切存在しない。それでも、「設計指針があるからそれでいい」と強弁するのであれば、水需要予測など無意味であり、起業者がいくらでも水需要を捏造できることになり極めて不当である。少なくとも、平成24年度予測で最大値を採用しなければならなかった根拠が示されなければならない。

D 石木ダムは、建設予定地に日々現に生活を営んでいる地権者を強制排除してでも建設しようとしているが、その最も肝心な水需要の必要性が、このような何ら客観性や合理性のない算定根拠に基づいて作り出されていくことなど許されていいはずがない。

(ウ) 小括

以上のとおり、佐世保市の大口需要の予測に何ら合理性がないことは明らかであり、将来の水需要予測が困難であるから過去最大値を採用するなどというふざけた需要予測は到底認められない。

(3) 工場用水需要予測

ア 大口需要

(ア) 佐世保市の需要予測とその算定根拠

A 大口需要は、すなわち佐世保市の工場用水の大部分を占めている佐世保重工業（SSK）の需要とほぼ同義である。

佐世保市の平成 24 年需要予測における大口需要（SSK）は、平成 23 年度の実績である 1,166 m<sup>3</sup>/日が、平成 27 年度以降は、恒常的に 5,691 m<sup>3</sup>/日となり、4.88 倍にも急増すると予測する。その差は 4,525 m<sup>3</sup>/日であるが、まさにその差に相当する分の水量として加算されるのが、SSK における修繕船事業での水需要の増加だとする。

B この点、佐世保市は、平成 24 年需要予測において、SSK の水需要の増加は、「SSK では経営方針変更にともない、修繕船事業の売上高を約 2 倍見込んである」（甲 B 第 1 号証 p56）、つまり修繕船事業の売上高が 2 倍になるから需要が 4,412 m<sup>3</sup>/日に増加するとしている。

C ところが、この修繕船事業の売上高が 2 倍というのは、全くの虚偽である。SSK が、修繕船事業の売上高が 2 倍になるなどと発表したことは一度もないし、そのような予定もないし、事実としてもそうになってはいない。SSK の水需要を捏造するため、佐世保市が、事業認定庁を欺こうと故意に記載したものと思われるが、佐世保市のやり方はあまりにも汚い。

D 佐世保市は、修繕船事業の売上高 2 倍は虚偽であり、石木ダムの必要性を作り出すための卑劣なやり方であることを追及された結果、この表現が虚偽であったことを認めるに至った。

E すると、今度は、佐世保市は、SSK の水需要の大幅増の算定根拠について、以下のような説明をするようになったが、以下の説明も、事業認定庁を欺いて、SSK の水需要を捏造しようとする本質は何も変わっていない(甲 B 第 1 号証 p52, 56)。

(a) SSK が平成 27 年度から、新造船事業中心を見直し、修繕船事業中心へ経営方針を転換すると発表した。

(b) 修繕船事業における水の使用形態は、工程の当初の船体洗浄時のみ大量の水を使うパルスの（脈動的）な使い方であり、船体洗浄が占める割合は全体水量の 8 割である。

(c) 修繕船に使用する全水量の過去の実績（H15~23）は、1隻平均で2,693 m<sup>3</sup>/日、また1隻平均の修繕作業日数は10.5日であった。

(d) ドック修繕時に必要となる平均的な船体の1隻あたりの給水量は、以下の式で求められる。

$$2,693 \text{ m}^3/\text{日} \times 0.8 + 2,693 \text{ m}^3/\text{日} \times 0.2 \div 10.5 \text{ 日} = 2,206 \text{ m}^3/\text{日}$$

(e) SSKでは、経営方針の転換に伴い、従来一つのドックで行っていた修繕船事業を2つのドックで同時に行う可能性を見込んでいる。

(f) もし2つのドックで平均的な船体の同時洗浄が生じれば、必要な給水量は計算上4,412 m<sup>3</sup>/日（2,206 m<sup>3</sup>/日×2=4,412 m<sup>3</sup>/日）となる。

(g) 使用水量のパルスは、修繕船の受け入れによってランダムに出現するものであり、あらかじめ時期を想定できるものではない。

(h) この場合の需要予測は、年間使用水量を年間日数で割った一日平均給水量ではなく、複数のドックで平均的な船体の同時洗浄による使用水量を想定した一日最大給水量に対応した数値である必要がある。

(i) したがって、常時この水量に対応できるようにするため、4,412 m<sup>3</sup>/日にその他1,279 m<sup>3</sup>/日を加えた5,691 m<sup>3</sup>/日という予測値を大口需要の一日最大給水量として設定する。

(j) これについては、2名の有識者も妥当との意見を述べている。

#### (イ) 佐世保市の算定根拠の検証

A 佐世保市の上記算定根拠は、SSKが修繕船事業強化の経営方針への転換を発表したことから意向調査を行った結果、修繕船の船体洗浄作業における水使用量の増加が見込まれることから、その水量を大口の加算水量として積算したというものである。

すなわち、佐世保市の需要予測の要素を突き詰めると、すべては「①SSKの修繕船事業中心への経営方針転換により、②修繕船の船体洗浄を同時に行う可能性がある」から、莫大な量の水が必要だということに尽きる。

しかし、かかる佐世保市の需要予測が、客観的かつ合理的な根拠に基づい

ていないことは以下述べるとおりに明らかであり、佐世保市が工場用水の大口需要を増加させるために虚偽の説明を駆使して、事業認定庁を欺いたとしか言いようのないひどいものである。

B ① 「SSK の修繕船事業中心への経営方針転換」という説明自体が虚偽であること

- (a) 佐世保市の水需要予測の全ての前提となる SSK の「経営方針の転換」とは、2012（平成 24）年 10 月 25 日に SSK が発表した「向こう 3 年の経営方針（事業再構築 について）」（以下「SSK 方針」という。）を指している（甲 B 第 6 号証）。
- (b) SSK 方針では、手がける事業の変革として、艦艇・修繕船事業の総売上上に占める事業構成比として、2011 年度実績の 13%から、2014 年度（イメージ）には 25%に引き上げるという。しかし、売上高ベースでみると、修繕船事業は、2011 年度実績の約 86 億円（総売上高 661 億円×13 %）から、2014 年度目標は 100 億円であり、2011 年度実績の 1.16 倍となるにすぎない。
- (c) そもそも SSK 方針とは、それまでの SSK の主力事業であった新造船事業の採算が悪化し、全体的な売上減少が続いて経営環境が厳しくなったことから、SSK が、「新造船事業の採算改善による生き残り」をかけて、主力の新造船事業の規模を大幅に縮小し、会社の業績回復を図るという経営再建策のことである。SSK 方針では、それまで主力の新造船事業について、事業比率として 2011 年度実績の 75%から 2014 年度には 40%に引き下げ、売上高ベースでは、2011 年度実績の 496 億円から 2014 年度目標は 150 億円へと 70%もの売上減を見込んでいるのである。

修繕船事業の 2014 年度目標は先に示したように 100 億円であるから、新造船事業が中心であることには変わりがない。

修繕船事業の事業比率が 2 倍近くに引き上がったのも、主力事業たる新造船事業の規模が縮小した結果ないしは反射的效果として、他の事業の事

業比率が必然的に上昇したためにすぎない。

それがまさに先ほど述べた、売上高ベースで見れば、修繕船事業は、2014年度目標は、2011年度実績の1.16倍となるにすぎないと述べたことの本質である。

- (d) しかし佐世保市は、本当はその程度の意味にすぎないSSK方針を、あたかも修繕船事業が強化され、SSKが平成27年度から、「新造船事業中心を見直し、修繕船事業中心へ経営方針を転換する＝修繕船事業が倍増する」と説明しており、これは事業認定庁を欺く詐欺に近い表現である。

SSK方針においても、2014年度目標で、いまだ新造船事業は40%の事業比率を占め、修繕船事業は25%にすぎないのであって、修繕船事業中心の経営方針とは大げさにも言い得ない。

そのことを十分熟知した上で、佐世保市は、かかるSSK方針の本質は隠蔽し、船体洗浄に一時的に大量の水を使う修繕船事業をSSKの水需要大幅増加の口実に利用しようと画策し、平成24年度水需要予測を捏造したものであることはもはや疑いようがない。

#### C その後のSSKの修繕船事業の売上高について

上記SSK方針が、全体的売上減少が続く中での新造船事業の規模の縮小に主眼があって、修繕船事業の強化、ましてや「修繕船事業中心の経営方針への転換」などというのが全くの虚偽であることは、その後のSSKの売上高実績をみれば一層はつきりする。SSKの売上高実績の推移は、以下のとおりである。(単位は億円、千万円以下は四捨五入、括弧内は売上高に対する事業比率。西暦は年度)。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総売上高	661	359	310	316	390	425

新造船	496 (75%)	230 (64%)	188( 61%)	216 (68%)	296 (76%)	285 (67%)
修繕船	86 (13%)	83 (23%)	71 (23%)	39 (12%)	48 (12%)	103 (24%)

このように、SSKは、新造船事業の規模を縮小したとはいえ、依然として新造船事業が売上高の61～76%を占める主力事業であり、他方で、修繕船事業は、事業比率として12～24%であり、売上高ベースでも、この6年で最も売上が大きい2016年度実績でも、2011年度実績と比べて1.2倍でしかない。

D ② 修繕船の船体洗浄を同時に行う可能性に根拠がないこと

(a) 上記のように、佐世保市が大口需要大幅増の根拠とするSSKの「修繕船事業中心の経営方針への転換＝修繕船事業倍増」自体が虚偽であるが、佐世保市は、さらにSSKの意向調査を実施し、SSKの経営方針転換に伴う水需要の増加を確認したとして、事業認定庁に対し、SSKとのやり取りの文書（乙A第15号証・2-4-2の参考資料14の造船企業資料）を提出している。同文書には、何の根拠もなく、突如、工場用水として大量の水が必要となるかのような記載が出てくる。

(b) 平成24年12月28日付けSSKの「水需要の将来見通しについて（回答）」（同参考資料P87・88、以下「SSK回答①」という。）

これは、佐世保市がSSKに対し、水需要の将来見通しについて質問したことに対するSSKの回答であるが、その前提となる佐世保市の質問依頼（便宜上、「佐世保市質問依頼①」という。）は資料として出されていないので、原告らの方で、甲B第20号証として提出する。

SSK回答①において、SSKは、SSK方針を述べた上で、修繕船事業について、「これまで以上に大量の水道水を一時的に集中して使用することになります」と記載されているが、具体的な数値は一切明記されていない。

また、「これまでの倍以上の水量を供給して頂くことも十分考えられますので、こうした使用を前提とした供給計画を策定して頂きたいと考えております」とも記載されているが、これは、新造船事業での水使用と修繕船事業の水使用の二つについて説明したものであり、修繕船の船体洗浄が二つのドックで同時にやるという前提ではないし、また「これまでの倍以上の水」といっても、平成 23 年度の SSK の水使用量実績は 1,166 m<sup>3</sup>/日にすぎず、2 倍としてもせいぜい 2300 m<sup>3</sup>/日程度である。

- (c) 平成 25 年 4 月 8 日付け SSK の「水需給計画における将来見通しについて（回答）」（同参考資料 P84・85、以下「SSK 回答②」という。）

これは、佐世保市が SSK に対し、SSK の大幅な水需要の増加を捏造して折り込んだ平成 24 年度水需要予測を既に策定した後に、改めて質問をしたことに対する回答である。そもそも、既に水需要予測を策定して厚生労働省に提出しておきながら、「改めてご意見を賜りたい」（同参考資料 P86、以下「佐世保市質問依頼②」という。）などというのは笑止千万であり、この SSK 回答②は、SSK の水需要予測が正当であることの証拠として後付けで提出し、もって水需要の捏造をごまかすために作成されたものであることが強く推測される。

SSK 回答②には、「この『船体洗浄』作業が複数のドックで同時に行うことが想定されるということです」と抽象的に記載があるだけで、その客観的かつ具体的な根拠は何ら示されていない。また、SSK は、「具体的な水量データについては、弊社では把握しておりませんが、貴市において過去の修繕船での使用水量の実績をもとに分析され、水需要計画に計上されているとおりに、最初の作業での水道水の使用水量については日量約 2000 m<sup>3</sup>程度の水量になるのではないかと考えております」、「以上のとおりに、今後のドックの『新たな運用』や『稼働率の上昇』による水量の増加や過去の修繕船における水使用の実態に加えて、今後の弊社の経営戦略等を考えますと、貴市で新規水量分として予測されている日量 4,412 m<sup>3</sup>は最低限確

保していただきたい水量と考えております」と述べるとおり、結局、佐世保市が SSK の水需要として予測した数値は、SSK ではなく、佐世保市が独自に算出した上で、それを SSK に「それでいいです」と言わせた数値であることは間違いない。

佐世保市が実施した SSK の意向調査というのは、つまるところ、佐世保市が石木ダムを建設するために必要な水需要の数字を「それでいい」と確認させるためだけのものである。民間企業である SSK としては、使うことがあるかどうかわからないながらも、自社が使用しうる水の供給能力が、自己の負担が一切なく、税金によって増強されるのであれば、それを拒否するはずはなく、この意向調査自体、「結論先にありき」の茶番であり、さらに言えば、佐世保市が SSK を説得して、SSK の水需要を捏造したものである。

- (d) 以上のとおり、SSK 方針を見ても、また佐世保市と SSK のやり取りの文書を見ても、SSK が、2011 年度までは一度も行ったことがない「修繕船の船体洗浄を同時にやる可能性」が突然出てくることを客観的合理的に示す証拠は一切ない。それはそのような同時船体洗浄の可能性がそもそも存在しないからに他ならない。

E 2 名の有識者の妥当とする意見は何の根拠にもならないこと

- (a) この SSK のでたらめな需要予測について、被告は、2 名の有識者が妥当だとする意見を述べていることを挙げている。しかし、2 名の有識者の意見とは、事業認定庁からの質問に対して、その結論をただオウム返ししているだけのものであり、有識者の意見と呼ぶにはあまりにもお粗末なものである。
- (b) すなわち、事業認定庁は、SSK の需要予測について、修繕船事業中心に経営方針を転換して、修繕船事業を今後 3 か年で倍増するとの需要を見込んでいることなど自己の需要予測の妥当性を縷々述べた質問を出し（乙 A 第 16 号証）、それに 2 名が回答するスタイルである。

(c) このうち、滝沢教授は、「ヒアリングによれば、今後は船体修繕船事業を拡大する予定であることから、同時に 2 席の船体の洗浄作業が発生することも十分に予測される」(乙 A 第 17 号証)などと述べている。しかし、その前提となるヒアリングが先ほど述べた程度の客観的かつ具体的な根拠など何も示されないものであり、滝沢教授は、単にそのヒアリングの表面的な字面を鵜呑みにして、ただそれで妥当であるとの結論を述べるに過ぎない全く中身の無い無責任回答である。

(d) また、小泉教授も、「造船企業への給水については、パルス的な水需要を呈することから、最大パルスに対応しなければならないため、一般的な負荷率の考え方とは別に考慮すべき」と何の具体的な根拠もなく、ただ結論を述べているうえ、さらに「水供給能力の制約が地域の発展を阻害することが無いよう配慮する必要があります」などと述べるに至っては、中立的な学者の意見というより、むしろダムを推進する御用学者丸出しの意見であって、全く考慮に値しない回答である(乙 A 第 18 号証)。

(ウ) 小括

SSK の水需要予測は、経営が悪化した SSK が、新造船事業の規模を縮小し、その反射的効果として、修繕船事業の比率がたまたま高まることを奇貨として、佐世保市が、石木ダム建設ありきの目的で、SSK の水需要の増加を捏造したものであり、平成 24 年度水需要予測には、全く信用性がない。

イ 小口需要

(ア) 佐世保市の需要予測とその算定根拠

佐世保市は、小口需要について、食品製造業、金属加工業等の小口需要は、業種の幅が広く特定の性格を有しないこと及び過去実績に時系列傾向が確認されていないことから、過去 20 年実績の平均値である 1,114 m<sup>3</sup>/日の使用量を見込むとする。

(イ) 小口需要予測について過去 20 年の平均値を採用する合理性がないこと

しかし、訴状や原告ら第 1 準備書面等でも述べたとおり、佐世保市の工場

用水の小口需要は明らかに減少傾向が確認できる。

平成 24 年水需要予測によれば、平成 10 年度から同 23 年度までの 14 年間で小口需要の実績は 4 割も減少しており、2006 年度以降の実績値として 1,000 m<sup>3</sup>/日を超えた年度は一度もない（甲 B 第 1 号証 p51）。

それにもかかわらず、佐世保市は、平成 24 年水需要予測において、「現状は渇水の影響を強く受けており、最低でも過去 20 年平均までは回復する見込みが高い」（同 p52）というが、そんなことが言えるわけがない。佐世保市は、客観的事実を無視した結論ありきの需要予測をしているだけである。事実、佐世保市の工場用水の需要予測と実績は大きく乖離しており、佐世保市のかかる予測に何らの合理的根拠がないことは明らかである。

#### (ウ) 小括

「過去実績に時系列傾向が確認できない」という佐世保市の主張は全くの虚偽である。それは単に「佐世保市が望んでいる『平成 36 年には大きく上昇する』という傾向」を確認できないに過ぎない。

業務・営業用水のところでも述べたが、工場用水も、佐世保地区では伸びないのである。

したがって、過去 20 年の平均値を採用することは、明らかにある結論を導くためのごまかしである。

## 2 中水道

中水道については、「第 3 平成 24 年予測以前の予測の不合理性」でも指摘したとおり、水需要予測と違って自己水源確保という政策があるのであれば、「こうして増やそう」「こうすれば増えるはずだ」という予測がされるはずであるが、全くなされてない。

もちろん、原告らとしても、この種の事業の予測とはそうあるべきものだと考える。そして被告があるいは佐世保市が、「中水道の予測は、現実を直視した結果として、低く想定することが正しい予測である」とするのであれば、これまで述べてき

た「生活用水」「業務・営業用水」「工場用水」の「でたらめな増加予測」が、まさしく「でたらめ」であり、「不合理」であることを裏付ける。

### 3 負荷率

平成 24 年予測では、「過去 15 年間の最低値」とされている。

しかし「第 3 平成 24 年予測以前の予測の不合理性」で指摘したとおり、平成 19 年予測では「過去 10 年間の最低値」とされていた。何故、これを「15 年」に変更したのか、合理的理由は、一つを除いて、全く思いつけない。すなわち「ほしい数値が、過去 10 年の中になくて、15 年の中にあるから」以外は。

さらに言えば、平成 19 年予測で、従来までの「過去 10 年間の平均値」を「過去 10 年間の最低値」としているが、なぜ「平均値」を「最低値」に変更したのか、合理的理由は、一つを除いて、全く思いつけない。すなわち「ほしい数値が、過去 10 年の平均では出てこず、最低値ならば、使えるから」以外は。

この負荷率の選択理由を見れば、佐世保市の平成 24 年予測が、「最初に数字ありき」であることは明らかであろう。なお、今なお被告は、この点について、合理的反論はしていない。

### 4 利用量率

- (1) 第 1 準備書面でも、本書面第 3 でも述べたように、平成 24 年予測に基づく本件認可計画のみ、著しく低い。

被告は、「10 パーセント程度の余裕を見るからとされている(したがって利用量率は 90 パーセント程度)」というが、第 6 準備書面で指摘したように、原則として、実績値を利用すべきである。実績値は 97 パーセント前後である。

そしてこれまでの計画ではすべて、実績値をもとにした 95 パーセント前後とされており、本件認可計画のみ、90 パーセント程度にされている。

- (2) 被告は、上記のように、「余裕率を 10 パーセント程度とする基準があるから、利用量率を 90 パーセントにすることは何ら問題ない」と強弁する。

しかしそれはまさしく、本件訴訟で原告らが問題としている「形式的論理」である。本件で問題となるのは、「本件認可計画以前には 95 パーセント程度であつ

た利用率をなぜ、本件認可計画に限って 90 パーセントにしたのか」ということである。

従来と同じ 95 パーセントでは、「4 万 m<sup>3</sup>/日」という数字が出てこないからである。利用率を 90 パーセントとしたことは、明らかに、まず先に 4 万 m<sup>3</sup>/日という数字があったからであり、それを導き出すために利用率を 90 パーセントとしているのである。

- (3) それは、実際に、利用率は、「90 パーセント」ではなくて、「90.14 パーセント」という半端な数値を採用していることから明らかである。

平成 24 年予測で作りに出された「一日最大給水量 105,461 m<sup>3</sup>/日」という数字と、「石木ダムの利水量 4 万 m<sup>3</sup>/日」という数字が先にあり、前者から後者を導き出すためには、利用率が「90.14 パーセント」でなくてはならないから、この数値を採用したのである。

これは絶対に間違いないし、被告といえども否定できない。上記の論理以外では、「90.14 パーセント」という中途半端な値は出てこないからである。

- (4) したがって、本件認可計画は、佐世保市の平成 24 年予測の一日最大給水量を前提にして、「4 万 m<sup>3</sup>/日のダムを造ったとしても、余裕率が(ぎりぎり)10 パーセント以内に収まるから、要項などには(形式的には)違反しない」という論理に基づくものである。

まさしくここでも、結論先にありき、である。

## 5 水供給予測

### (1) 保有水源

#### ア はじめに

本項(「(1) 保有水源」)では、佐世保市の造語である「安定水源」「不安定水源」のごまかしについて述べる。

イ において、慣行水利権について述べ、ウにおいて、被告の主張の虚偽を明らかにする。

#### イ 慣行水利権について

(ア) すでに原告ら第1準備書面で述べたように、慣行水利権は、法的権利として、許可水利権と同等である。

これについては法律に明記してあるし、いかなる水利権に関する文献を見ても否定するものはない。

被告自身も、このこと自体を明確には否定していないことに留意いただきたい。

なお、甲第22, 23号証で明らかのように、少なくとも三本木及び四条橋の慣行水利権は、平成12年6月8日に河川法88条の届け出がなされており、内容的に明確である。

(イ) 許可水利権について

甲B第18号証の2(これは被告の機関である国土交通省作成である)の3枚目によれば、許可水利権は、「基準渇水流量から河川維持量と既得水利権の流量を控除した範囲」でしか許可されない。なお、ここでいう「河川維持流量」と被告の言う「正常流量」は同義語である。

この「既得水利権」に慣行水利権が含まれることは前項で述べたとおりである。

つまり、許可水利権は、慣行水利権を丸々取水してもなお、基準渇水流量から見て余裕があるときにしか、許可されないのである。したがって、慣行水利権を「削って」まで新規の水利権が許可されることは慣行水利権者の同意なしにはあり得ない。

そして、いかなる許可水利権も、その当初は、当然「新規水利権」として申請される。他方、いかなる慣行水利権も、その時点ではすでに「既得水利権」である。これにも留意いただきたい。

ちなみに、甲第24号証は、前記三本木及び四条橋の慣行水利権と同じ相浦川の許可水利権である。これによると、この許可水利権の期間は平成20年3月31日から平成30年3月31日までである(8項)。そして甲第25号証の水利使用規則によると、この許可水利権は、それ以前の他の水利使用に支障が

生じないようにしなければならない(第4条)し、更新の許可がされない場合があり、その場合は失効する(第12条)。

これを見れば、少なくとも本件慣行水利権が許可水利権に法的に劣ることはあり得ないことは明らかである。

#### ウ 被告の主張

被告は、慣行水利権が「不安定」であるから、「不安定水源」として保有水源から除外されるとする。

しかし、その「不安定」の明確な内容を明らかにしない。ただ、被告の主張を読むと、「法的不安定」と「量的不安定」を挙げているようである。

そこで、次項以下で、その両者について論じる。

#### エ 「法的安定性」について

##### (ア) 法的には、安定していること

何度も述べている通り、法律적으로는、慣行水利権は、許可水利権と同等である。法律を読めばそう明記されている。

##### (イ) 被告第5準備書面第11項(1)において、「少なくとも正しい内容が届けられている慣行水利権は、…許可水利権と同価値である」という原告らの主張を「誤っている」と論難する。

その理由として、「長崎県が、…維持流量の確保に努めようとする、…取水できない日が年間10日以上存在する(から)…河川法23条の許可要件を満たしておらず、許可水利権とはなりえない」ためだという(同(2)ア)。

しかしこれは、いったい何が言いたいのか全く意味が不明の文章である。本件慣行水利権は、「23条の許可をもらうまでもない権利である」のだから、「もし、慣行水利権ではないならば許可が出ない」という論理は全く無意味な論理である。

あえて意味があるとすれば、それは「量的安定性」の問題であるが、少なくとも、法的安定性に関しては、無関係である。

(ウ) 同イで述べていることも、法律的には、明確に誤った主張である。

「慣行水利権が、23条の許可要件を満たすかどうか」などという「命題」は存在しない。

被告の主張は、「既得の水利権(慣行水利権は当然これに含まれる)を前提にして、新規水利権を許可するかどうか」とする河川法23条の規定を無視した主張であり、明らかに「詭弁」と言わざるを得ない。

慣行水利権等が存在する河川の河川維持量(正常流量)を大幅に引き上げたとしても、それによって既得の水利権である慣行水利権の取水量が制限されるわけではない。ただ、その後の新規水利権の許可が一層出にくくなるに過ぎない。その意味で、「河川維持流量を、のちに変更したとしても、既存の慣行水利権の法的安定性には何ら関係がない」という原告らの主張は、全く正しいのである

(エ) 同ウで述べているのは、「慣行水利権と許可水利権が別の概念として扱われている」ということに過ぎない。それはそうだろう。ただしその上で、両者を同等に扱う、としているのである。

(オ) このように、慣行水利権と許可水利権が、法的には同等であることは明らかであり、被告ももちろんそのことを認識している。だからこそ故意に、詭弁を弄したり、不合理な主張をしたりしているに過ぎない。

法的に、両者が同等であることについては、片のついた問題である。

(カ) なお、余談であるが、被告の主張に少しの理を見つけてあげるとすると、こういう論理はありえる。

「慣行水利権は、水利権をすべて自己の管理下に置きたい国にとって、邪魔な権利である。そこで、国は、慣行水利権を許可水利権に切り替えさせようと様々な政策をとってきている。この国の政策が実を結び、慣行水利権というものがすべてなくなり、新たに許可をもらわなければならないならば、本件慣行水利権は、河川維持流量や基準渇水流量との関係で、許可はされない」

しかし、この主張が、慣行水利権の「法的安定性」とは無関係な主張であ

ることは明らかである。

しかも、現在、国の画策にもかかわらず、実際には、慣行水利権が全国的に広範に存在しているということこそ、慣行水利権が許可水利権と法的に同等、むしろ強い(慣行水利権を消滅させることはできないし、また慣行水利権を侵害する新たな水利権は許可されない)ことを如実に示す。

オ 「量的安定性」について

- (ア) 「量的に安定していない水利権は保有水源から排除する」などという基準・規定は、存在しない！

被告の主張は、要するに、「本件慣行水利権は、取水量において安定していないので、保有水源として評価できない」ということである。

しかし、そのような基準や規定あるいは要綱などは存在しない。

佐世保市が勝手に決めただけである。

ある水源を恣意的に排除したり加えたりして、ダム建設が不可欠であるとか不要であるとかすることが不合理であることは明らかである。

- (イ) 慣行水利権のみ排除することが不合理であること

仮に、取水量が安定しないことを理由に排除できるとしても、原告らが第1あるいは第4準備書面で指摘したように、安定した取水ができていないのは、佐世保市が言うところの「安定水源」もまた同じである(なお、この点について、原告らの指摘にもかかわらず、被告はデータを出して「いや、『安定水源』においては常に取水できている」という反論をしないことから、今後は、争いのない事実として取り扱う)。

とすると、本件慣行水利権のみを排除する合理的理由は全くなく、ここでも恣意的に排除していることは明らかである。

ちなみに、前記のように、「本件慣行水利権」はいずれも相浦川から取水している。一つは「四条橋」(18,000m<sup>3</sup>/日)、もう一つは「三本木」(4,500m<sup>3</sup>/日)である(甲 B 第 22, 23 号証)。さらにこの相浦川からは、被告が言うところの安定水源である「相浦」(4,500m<sup>3</sup>/日)も取水されている(甲 B 第 24 号証)。

三つの取水口には、大まかにいうと、相浦川の上流（言うなれば山の中）が三本木、四条橋は街中、相浦は河口近くである。

上記のように取水口と取水量の定めがあるが、実際には佐世保市はこれまで、原則としてそれに従っているが、時には、「相浦川全体から一日 27,000 m<sup>3</sup>」という形で、取水してきた実績がある。これは本件慣行水利権と相浦の許可水利権が実質的に一体となっていることを意味する。したがって、原告らが言うように、慣行水利権と許可水利権は法的に同等であるし、また、慣行水利権だけが「安定した取水ができない」わけではない。

なお、安定水源である「相浦」(4,500m<sup>3</sup>/日)は、三本木と四条橋の慣行水利権の後に認可された水利権であるから、河川管理者が三本木 4,500m<sup>3</sup>/日と四条橋 18,000m<sup>3</sup>/日の慣行水利権を認めていることは自明の理である。

(ウ) 丸々排除することが不合理であること

さらに一步譲って、不安定な取水について、保有水源から控除できるとしても、全量控除することは、全く合理性がない。

そもそも「慣行水利権」とは、その利用者が先祖代々多くの労苦を積み重ねながら維持してきた歴史的・社会的権利である。その地域の社会、文化、歴史を真に理解し、尊重する水利権者であれば、当該慣行水利権を奪われることに激しく抵抗するものである。それを丸々返上する、というのはおよそ水利権者のすることではない。佐世保市がこのような愚行を行うことは、「石木ダムありき」の数字合せに目を奪われ、先祖代々培われ、育まれてきた佐世保市の文化的歴史的価値を破壊するものである。そのことを、ここで強く非難する。

(エ) そもそも量的に不安定ではない。

これについては、第4準備書面で指摘したとおりである。なお、後記キで、平成19年渇水について取り上げる。

カ 正常流量について

- (ア) 被告は第5準備書面第1 2(2)イにおいて「安定水源の取水実績は正常流量を確保したものであるが、不安定水源はその確保を考慮せずに取り水したものであるから、正常流量を確保すれば取水量は減少する」という。
- (イ) 第一に、これまで述べてきたように、本件慣行水利権には、「正常流量を確保できなくても取水する権利」があり、上記主張は、法的に意味をなさない。
- (ウ) 第二に、先に指摘したとおり、少なくとも「相浦」の「安定水源」に関しては、本件慣行水利権と相互「乗り入れ」の関係があり、したがって、本件慣行水利権を「相浦」の許可水利権と異なる扱いをすることは不合理である。
- (エ) 第3に、被告は「四条橋」と「三本木」の正常流量のみ掲げるが(被告第3準備書面 p10)、「相浦」の正常流量もまた平成16年3月、見直されている可能性がある。そうであれば「相浦」を除外しないのに、本件慣行水利権のみ除外するのは不合理である。

仮に、「相浦」の正常流量については、変更していないとすれば、本件慣行水利権を「不安定」にするために故意に行った変更と思われるが、前述の通り、慣行水利権行使に法的障害を与えるものにはならない。これは治水で問題としているものと同様である。

- (オ) 第4に、これも原告らの第4準備書面で指摘したことであるが、本件慣行水利権が、「不安定水源」とされたのは、遅くとも平成7年である。

被告が第3あるいは第5準備書面で述べている相浦川の正常流量の見直しは平成16年であり、整合性が全くない。明らかに「後付けの理屈」である。

- (カ) 今、指摘したように、本件慣行水利権を「〇〇の理由に基づき」不安定水源とした、という「理由」部分は、完全に後付けである。だから法的根拠がなく、不合理であり、整合性がない。

本件慣行水利権を「〇〇の理由に基づき」不安定水源とした理由は、ただ一つ、そうしないと石木ダム建設の必要性を捻り出せないから、である。

本件事業が違法で取り消しを免れないことは、この「不安定水源」問題だけを見ても、明らかである。

キ 佐世保市の水源不足について

(ア) 被告は、平成 19 年渇水をことさら取り上げて、「石木ダムが必要である」という。とはいうもののその実態は、給水圧を若干調節しただけで、市民の生活に実質的な障害をもたらすことはなかった。

(イ) しかし第一に、現在、平成 19 年と同じ雨水状況であっても、渇水被害は出ない。

(ウ) 第二に、そうは言っても、平成 19 年と同じ雨水状況であれば、確かに利用できる水の量は平常時よりは減少する。それは原告らも否定しない。

しかしその対策として、石木ダムは必要ではない。

被告は、① 現状では 10 年に一度程度渇水があること、② 「不安定水源」を除外すること、から石木ダム建設の必要性を説く。しかしこれまで述べたように、②はまったく不合理の理屈であり、単に石木ダムを建設するために作り出されたでたらめな理屈である。

10 年に一度程度の渇水が起こるとしても現在は水の使用量が大幅に少なくなっている。河川水からの取水を優先して貯水池の温存策を図っている現在の運用では貯水率が 90%以下になったことがない。生活に支障を来さない範囲での節水をこれまで通りに進め、下水処理水の有効利用に本気で取り組み、あわせて現在の原水取水運用を続けるならば、10 年に一度程度の渇水時にも佐世保市民が水道水不足を来すことはあり得ない。

莫大な費用をかけ、地権者の基本的人権を侵害して、過剰な水を生み出す「石木ダム建設」はまったく必要ないのである。

(エ) これまで述べたことからおのずと明らかになるが、被告ひいては企業者たる長崎県・佐世保市の、利水における石木ダム建設必要性の「キーポイント」は、「不安定水源を保有水源から除外すること」にある。

本書面で、佐世保市の平成 24 年予測が「結果ありきのでたらめな予測である」と批判してきたが、実は、そのでたらめな平成 24 年予測を前提にしても、仮に「不安定水源を保有水源から除外」しなければ、石木ダム建設の必要性

は導けない。

逆に、「不安定水源を保有水源から除外」しさえすれば、現状ですでに「28,500m<sup>3</sup>/日」足りない(「不安定水源」の水量)ことになるから、(4万トンにこそならないが)「3万トン/日規模の水供給施設が当然に必要である」ということになってしまう。

だから、被告は必死になって、本件慣行水利権を何とか保有水源から除外しようと画策し、これまで見てきたようにでたらめで、不合理でかつ恣意的な理屈を述べているのである。

#### ク 総括

- (ア) 本件慣行水利権は、許可水利権と同等、実際はそれよりも強い法的効力を持つ。
- (イ) したがって、相浦川の河川維持流量がどのように変更されたとしても、本件慣行水利権は、法的には、取水できる権利を有する。
- (ウ) 平成19年度の渇水時に、本件慣行水利権の全量は取れない事態が生じたことは否定しないが、それは被告が「安定水源」としている他の水利権も同じである。
- (エ) かかる渇水対策としては、現在の水道とのつきあい方を続けることで充分対応できる。下水処理水の再利用に本気で取組めば更に余裕が生じる。「石木ダムを作らない限りどうしようもできない」状況では全くない。
- (オ) 石木ダムは、本件慣行水利権が「ないもの」として扱わない限り、その建設の必要性が出てこない。
- (カ) しかし、「渇水時に十分な水量が取れない」ことは、「本件慣行水利権が全くない」こととは同義ではない。
- (キ) 「不安定水源」という概念は、まさしく、石木ダムを作るために作り出された虚構の論理である。

## (2) 小佐々町

これについては、原告らの第4準備書面で指摘したとおりであり、現に供給できている小佐々町の水源を「保有水源として扱わない」ことは不合理である。

## 6 総括

### (1) 平成24年予測について

原告らの第1準備書面、あるいは本準備書面の第3で述べたように、過去の佐世保市の水需要予測を相互に比較検討するならば、いつの時代の予測も、石木ダム建設を前提にした数字合わせであることが明らかである。したがって、中身を検討するまでもなく平成24年予測はでたらめである、という推定が働く。

実際、本準備書面第4項1～4で詳しく見てきたように、平成24年予測は、それ以前の予測の不合理性を踏襲したうえ、さらに不合理な予測をしており、結論先にありき、が一層わかりやすくなっている(露骨に現れている)。

### (2) 利用量率について

過去の石木ダム建設事業計画と比較して明らかに低い数字を採用している。しかも、その数字を採用した理由は、平成24年予測の「将来の水需要予測」と、「石木ダム利水容量4万トン/日」という二つの数字を前提としたものであり、合理的根拠はない。

### (3) 保有水源について

「石木ダム建設先にありき」が最もわかりやすく、ある意味露骨に出ているのが「慣行水利権を不安定水源としてゼロ評価」である。

慣行水利権を「不安定水源」として除外するする合理的理由も根拠もないが、「慣行水利権を除外しないと『4万トン水が足りない』ことが導き出せない」ことから、屁理屈をつけて除外したに過ぎない。

小佐々町の現有水源を除外する屁理屈も全く同様である。

### (4) 以上からして、こと利水面において、石木ダム建設の必要性が全くないことは明らかである。

### (5) 水需要を課題に見せる傾向~他都市の水事業計画との比較

ア これまで原告が明らかにしてきたように、石木ダムを推進する起業者は水需要を様々な数値の操作を行い、過大に見積もっている。原告らはこのことを、すでに十分に明らかにしたと確信している。

イ ところで、大方察知できることだと思うが、このようなでたらめな予測は、石木ダムだけで行われているものではない。「ダムを造りたい」行政が、いつも用いる『常套手段』である。

岐阜大学の富樫幸一教授は、徳山ダムを推進する名古屋市を題材に、このことを明確に指摘している。

ウ 岐阜大学の富樫幸一教授の論稿（2007年）（甲B第21号証）によれば、下記のような指摘がある

- (ア) 全国的な政策の転換として、四全総（1987年）による「ウォータープラン2000」（1988年）から「21世紀の国土のグランドデザイン」（1998年）に対応する「ウォータープラン21」（1999年）へと下方修正が行われ、ほとんど需要は増えることはない想定されていた。
- (イ) 『水資源白書（平成19年度版）』でも、水需要が横ばいか減少傾向にあり、これまでの水資源開発による量的な充足を優先する方策から、限られた水資源を有効に利用する総合的マネジメントへ今まで以上に一層の政策の重点を転換していくことが必要であると述べられている。
- (ウ) それらの政策変更を受けて、淀川水系流域委員会では、関係する自治体が需要を見直して次々に撤退を表明したために、ダムの利水機能が消滅している。
- (エ) 一方、大阪府や横浜市は、人口減少傾向、節水機器の技術向上等を考慮した上で、ダム事業から撤退した。
- (オ) ところが、名古屋市の需要予測において、人口を横ばいとして大きな需要の伸びを見込めない家庭用よりも、営業用で昼間人口の過大評価をしたことから需要の伸びが大きくなっている。

エ 以上のように，全国的には人口減少，節水機器の普及等もあいまって水需要の減少傾向と水需要の開発から水需要管理政策への転換に向かっていることが指摘され，実際にダム事業から撤退して自治体が存することが指摘されている。

しかし一方，ダム開発にこだわる都市（ここでは名古屋市）は，営業用水需要の増大をねん出するなどして需要の過大な見積もりを行っていることが指摘されている。

かかる富樫教授の指摘は，石木ダム建設にこだわる佐世保市にも当てはまるのである。

## 第5 証人尋問の必要性及び証人候補について

### 1 原告らが立証することおよびその必要性

- (1) 以上述べたように，原告らは，第一に，平成24年予測は客観的に誤ったでたらめな内容であり，石木ダムを作る必要性があることを全く基礎づけていないこと，第二に，平成24年予測が客観的に誤ったでたらめな内容となっているのは，決して，状況が変わったからでも，作成者の「過失」でもなく，故意であること，すなわち，石木ダムを作る必要性を捻出するためにそれに合わせた「予測」をしたに過ぎないこと，について確信している。

そうであれば，本件事業が取り消されるべきことであることは明らかである。

- (2) 以上について，すでに提出している書証に加え，人証によって明らかにする。

上記を立証するためには，単に平成24年予測の作成責任者を調べるだけでは足りず，それ以前の予測の作成責任者も取り調べる必要がある。先に述べたように，これまでの予測を比較検討することによって，平成24年予測が客観的に誤っていることに加え，平成24年予測作成担当者が，「故意」にそのような予測をしたことが明らかになるからである。すでに述べた負荷率，利用量率に関する変更などはそれを如実に示す。

保有水源についても同様で，本件慣行水利権に対する取扱い方は，「意図的」以外解釈のしようがない。

## 2 原告らが申請する予定の証人

以上より、原告らは、以下の者(属性を有する者)の取り調べ請求を行いたいと考えている。

### (1) 平成 24 年予測作成責任者

平成 24 年予測が、どのような根拠に基づき作成されたのか、平成 19 年予測と違う手法が採用されたものについては、どういう事実の違いをもとにそうしたのか、などを問いたす。

具体的氏名はもとより、部署も現時点では不明であるが、おそらく、当時の佐世保市水道局が該当すると思われる。なお、平成 24 年予測は、本書面で述べたとおり、①生活用水、②業務・営業用水、③工場用水、④負荷率、⑤利用量率などででたらめな予測をしているので、それぞれの担当者を証人として採用する必要がある(兼ねている者もいるかもしれないが)。もし、個々の担当者の氏名が不明な場合には、当時の水道局長を申請する。

### (2) 平成 19 年予測作成責任者

先に述べたように、平成 24 年予測のでたらめさ(客観的にも主観的にも)を明らかにするには、過去の水需要予測の作成過程を明らかにすることが必要である。

もともと、原告らが入手しているものだけでも 5 つ以上あり、その全ての作成責任者を尋問することは、時間的に物理的にも訴訟手続的にも現実的ではない。

ただ、平成 19 年予測は、平成 24 年の直近の予測である上に、「負荷率」について、すでに述べたようにそれ以前のものを変更しており、平成 24 年予測はそれをさらに変更している。したがってこの平成 19 年予測作成責任者の尋問は不可欠である。

具体的氏名等については(1)と同様である。

### (3) 保有水源に関し

本件事業において、本件慣行水利権を、でたらめな理由で排除していること、あるいは小佐々町の現水源を排除していることについて、それがまったく不合理であることを、責任者に問いたすことによって明らかにする必要がある。

本件事業において保有水源から慣行水利権を排除する意思決定をした機関は、現在原告らには不明であるが、おそらく、佐世保市水道局と思われる。そこでその担当者あるいは、当時の水道局長を証人として申請する。なお、水道局が担当部局ではなく、かつ、担当部局が明らかにならない場合には、企業者としての佐世保市のトップである平成 24 年当時の佐世保市長朝長則男の尋問を申請する。

また、本件慣行水利権が最初に「不安定水源」とされたのは平成 7 年頃である。したがってこの当時の、責任者についても証人尋問を行う必要がある。もっとも時間的物理的に困難かもしれないので、さらに検討してみたい。

#### (4) SSK 責任者

平成 24 年予測の中で、SSK の水需要予測について、すでに述べたように、特に悪質なでたらめさがある。

その点を明らかにするため、佐世保市とどのようなやり取りをしたのか、SSK は平成 24 年予測作成当時、自社の水需要についてどのような認識をしていたのか、またこれまで、どのように水道水を利用してきたのか等を、SSK 責任者に問いただす必要がある。

甲 B 第号証では、佐世保市長朝長則男より、佐世保重工業株式会社代表取締役社長湯下善文に対して照会がされているから、両名を証人として申請することになる。もっとも、被告側より、両名よりもふさわしいものの氏名が明らかにされた場合には、検討する。

#### (5) 滝沢教授，小泉教授

原告らは、両教授の意見書は、虚偽であるか、そうでなくても、一般論にすぎず、平成 24 年予測については適用されるべきものではないと考えている。

そのことを明らかにするため、両教授に証人尋問を行う必要がある。

#### (6) その他の学者証人

原告らは、(1)ないし(5)の証人尋問を行えば、原告らの主張が正しいことは明確になると考えている。

ただ、必要に応じて、原告らの見解が正しいことについて、学者の意見書を提

出し、あるいは証人申請することはある。現時点では、具体的に考えておらず、まず、上記証人尋問をすべきであると思料する。

以上